

別表 1 太陽光発電設備の設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課に御相談ください。		千歳市環境推進室ゼロカーボン推進課 0123-24-3131
国土利用計画法	次に該当する土地の所有権売買等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化調整区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域外：10,000㎡以上	届出	千歳市企画部まちづくり推進課 電話：0123-24-3131
電気事業法	出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合や、出力に関わらず敷地外に渡って電線路を設置する場合等。 ・電気主任技術者の選任（自社選任、許可、兼任、外部委託等） ・保安規程の届出 ・工事計画書の届出（※2,000kW以上）	届出等	北海道産業保安監督部電力安全課 電話：011-709-1725
重要土地等調査法	注視区域内、特別注視区域内にある土地・建物を売買等する場合	届出	内閣府政策統括官 （重要土地担当） 電話：03-5253-2111（代表） 北海道危機対策局危機対策課 電話：011-204-5007
環境影響評価法	一定規模以上の太陽光発電を設置等する場合、環境アセスメントの手続の対象となります。	環境アセスメント 手続	環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-3581-3351 北海道環境生活部環境保全局環境政策課 電話：011-204-5981
北海道環境影響評価条例	一定規模以上の太陽光発電を設置等する場合、環境アセスメントの手続の対象となります。	環境アセスメント 手続	北海道環境生活部環境保全局環境政策課 電話：011-204-5981
騒音規制法	一定規模以上の空気圧縮機及び送風機等の特定施設を設置する場合	届出	千歳市環境推進室環境課 電話：0123-24-3131

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
振動規制法	一定規模以上の圧縮機等の特定施設を設置する場合	届出	千歳市環境推進室環境課 電話：0123-24-3131
土壌汚染対策法	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散及び流出を伴わない場合を除く。	届出	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 電話：011-204-5193
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められません。	届出	北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課 電話：011-204-5199
自然公園法	支笏洞爺国立公園内における次の行為 ・建築物や工作物の新築、改築及び増築 ・広告物の掲出、設置及び表示 ・土地の形状変更 ・木竹の伐採等	許可 ・ 届出	環境省北海道環境局 電話：011-299-1950
自然環境保全法	原生自然環境保全地域等における行為	許可 ・ 届出	環境省北海道環境局 電話：011-299-1950
北海道自然環境等保全条例	北海道知事が指定する環境緑地保護地区等における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採	届出	北海道環境生活部自然環境局自然環境課 電話：011-204-5204
千歳市自然環境保全条例	市が指定する自然環境保全地区における次の行為 ・建築物その他工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採など	届出	千歳市市民環境部環境推進室環境課 電話：0123-24-3131

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の行為 ①希少鳥獣及びかすみ網を用いた捕獲 ②上記以外の捕獲	許可 ・ 届出	①環境省北海道地方環境事務所野生生物課（011-299-1954） ②北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課（011-204-5205） ③千歳市産業振興部農業振興課（0123-24-3131）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	環境省北海道環境局 電話：011-299-1950
北海道生物の多様性の保全等に関する条例	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	北海道環境生活部自然環境局自然環境課 電話：011-204-5204
農地法	農地を農地以外のものにする行為（農地転用）	許可（市街化区域の場合は届出）	千歳市農業委員会事務局管理課 電話：0123-24-3131
農業振興地域の整備に関する法律	千歳農業振興地域整備計画の変更（農用地域からの除外） 開発行為の許可（農用地域内の農地以外の土地で建物や工作物などの開発面積が90㎡を超える場合）	計画変更 許可	千歳市産業振興部農業振興課 電話：0123-24-3131
森林法	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えて行われる土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	石狩振興局林務課 電話：011-204-5839
	・地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること。 ・地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	千歳市産業振興部農村整備課 電話：0123-24-3131

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
道路法	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用）	許可	【国道】札幌開発建設部千歳道路事務所 電話：0123-23-2191 【道道】空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 電話：0123-23-4191 【市道】千歳市建設部道路管理課 電話：0123-24-3131
	通行する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両を通行させるとき（限度超過車両の通行許可等）	許可	【国道】札幌開発建設部千歳道路事務所 電話：0123-23-2191 【道道】空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 電話：0123-23-4191 【市道】千歳市建設部道路管理課 電話：0123-24-3131
河川法 千歳市普通河川条例及び千歳市準用河川条例	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等 ・土地の掘削等 河川保全区域内における行為の制限 ・土地の掘削、盛土又は切土その他の土地の形状の変更 ・工作物の新築又は改築	許可	（1級河川） 札幌開発建設部千歳川河川事務所 電話：0123-24-1114 （2級河川） 空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 電話：0123-23-4191 （普通河川、準用河川） 千歳市建設部道路管理課 電話：0123-24-3131
特定都市河川浸水被害対策法	千歳川流域で1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合	許可	北海道建設部土木局河川砂防課 電話：011-204-5550
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為	許可	北海道建設部土木局河川砂防課 電話：011-204-5550

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採	許可	空知総合振興局札幌建設管理部 電話：011-561-0201
砂防法、北海道砂防法施行条例	砂防指定地内における次の行為 ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採 ・建築物その他の工作物の新築、改築等	許可	空知総合振興局札幌建設管理部 電話：011-561-0201
地すべり等防止法	地すべり防止区域内における次の行為 ・のり切又は切土 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	北海道建設部土木局河川砂防課 電話：011-204-5550
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等（以下に該当するもの） ・建築物（床面積の合計が80㎡以上に限る）の解体工事 ・建築物（床面積の合計が500㎡以上に限る）の新築及び増築工事 ・建築物の修繕及び模様替等工事（請負金額が1億円以上のもの） ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（請負金額が500万円以上のもの）	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	千歳市建設部建築政策課 電話：0123-24-3131
都市計画法	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為は許可申請が必要となる場合がある。 ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為又は建築行為 ・地区計画区域内で太陽光発電設備を建築する場合	許可 ・届出	千歳市企画部まちづくり推進課 電話：0123-24-3131

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
宅地造成及び特定 盛土等規制法	宅地造成工事規制区域内における土地の形質変更を 行う行為は許可申請が必要となる場合がある。	許可	北海道建設部まちづくり局 都市計画課 電話：011-204-5563
景観法 千歳市景観条例	千歳市景観計画区域内における太陽光発電設備 ※下記のものは除く ・高さ5m以下かつ築造面積2,000㎡以下（一般区 域） ・事業の敷地面積300㎡以下（景観重点区域）	届出	千歳市企画部まちづくり推 進課 電話：0123-24-3131
建築基準法	建築物や工作物の建築等をしようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備について は、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途 に供する場合は建築物に該当します。	確認	千歳市建設部建築政策課 電話：0123-24-3131
消防法 千歳市火災予防条 例	危険物の貯蔵及び取扱い行為（電解液などに消防法 で規定される危険物が使用される場合） ・指定数量以上 → 申請許可 ・指定数量未満 → 届出	許可 ・ 届出	千歳市消防本部予防課 電話：0123-23-0420 千歳市消防署査察課 電話：0123-23-1730
消防法 千歳市火災予防条 例	次の設備を設置する場合 ・高圧又は特別高圧の変電設備の設置（全出力50キ ロワット以下のものを除く。） ・蓄電池設備の設置（蓄電池容量が20キロワット時 以下のものを除く。）	届出	千歳市消防署査察課 電話：0123-23-1730
文化財保護法	・国指定史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の 範囲内における建築及び土木工事などの開発事業を 行う場合 ・地中から遺物（土器や石器）が出土したこと等 による、埋蔵文化財包蔵地を発見した場合	届出 ・ 許可	千歳市埋蔵文化財センター 電話：0123-24-4210

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
北海道文化財保護 条例	道指定史跡、道指定有形文化財（建造物）、道指定 史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響 を及ぼす行為	許可	千歳市埋蔵文化財センター 電話：0123-24-4210
千歳市文化財保護 条例	千歳市指定史跡の現状を変更し、又はその影響を及 ぼす行為	届出 ・ 許可	千歳市埋蔵文化財センター 電話：0123-24-4210

※ 上記以外にも資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」記載の関
係法令等を遵守すること。

別表2 設置するのに適当でないエリア

区分	法令名	エリア（区域の名称等）	理由
防災上配慮が必要なエリア	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害が発生するおそれがある箇所を明らかにし、「危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制等を推進する区域である。
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地やこれに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害の恐れのある区域であり、斜面の崩壊を誘発や助長するような有害な行為を規制するほか、急傾斜地の保全などを行っている。
	砂防法	砂防指定地	不安定な土砂の発生を抑えたり、土砂の流層を防止調整することによって、土砂災害や水害を防止するために、土砂崩壊を助長するような有害な行為を規制する区域である。
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりが発生している区域、その恐れのある極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域の崩壊について被害の除去又は軽減するために、地すべり崩壊を誘発や助長するような有害な行為を規制している。
	森林法	保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林の機能を確保する必要がある。
自然環境の保全上配慮が必要なエリア	自然公園法	支笏湖周辺区域	すぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為が規制されている。
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域等	原生自然環境保全地域等における行為
	北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区 自然景観保護地区 記念保護樹木	自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されている。
	北海道自然環境等保全指針	すぐれた自然地域	すぐれた自然の特徴を有する地域であり、保護と利用に当たって特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする。
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	鳥獣又は鳥獣の生息地の保護にとって特に重要な区域である。

	千歳市自然環境保全条例	千歳市自然環境保全地区	貴重な生態系を維持する上で重要な役割を果たす自然地域や、生物の多様性に富んでいる地域
景観・歴史的文化的に配慮が必要なエリア	景観法 千歳市景観条例	地域の良好な観光資源	山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たしている。
	文化財保護法	国指定史跡、名勝、天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
	北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な道民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
	千歳市文化財保護条例	千歳市指定史跡の現状を変更又その保存に影響を及ぼす範囲	千歳市指定史跡の現状を変更し、又はその影響を及ぼす行為。
土地利用上配慮が必要なエリア	農地法	農用地区域内農地、甲種農地、第1種・2種農地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。（営農型太陽光発電設備は除く）
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。（営農型太陽光発電設備は除く）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄等により廃棄物が残置されている場所	廃棄物が残置されている土地であり、太陽光発電設備を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となる。

※ 別表2は、関係法令等の規制の有無にかかわらず、防災、自然環境、景観、歴史文化及び土地利用等の保全の観点から、設置事業者に対し、計画の中止を含め、抜本的な見直しを検討するものとするエリアを整理したものである。